

令和8年度くりさわ学舎改築基本設計業務公募型プロポーザル
参加表明に関する質疑の回答書

番号	質疑事項	内 容	回答
1	「広告文」の「2参加資格要件（14）」に記載している以下の内容について。 平成23年4月1日以降、小学校、中学校、小中一貫教育校（義務教育学校を含む）の新築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有する者であること。	「実績を有する者」というのは会社の実績ではなく、個人の実績でも良いのでしょうか。	参加資格要件（14）及び（15）の「実績を有する者」とは参加希望者（法人）を指します。したがって、法人としての業務実績に限るものであり、配置予定技術者等、個人の実績は該当しません。
2	「広告文」の「2参加資格要件（15）」に記載している以下の内容について。 平成23年4月1日以降、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく特別豪雪地帯の地域における公共施設の新築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有する者であること。	「実績を有する者」というのは会社の実績ではなく、個人の実績でも良いのでしょうか。	番号1を参照ください。
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			